（社会保険労務士法施行規則の一部改正）

第十五条　社会保険労務士法施行規則（昭和四十三年厚生省・労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条及び別表第五十六号中「、異議申立て」を削る。

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部改正）

第十六条　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第三項中「第十九条第五項」を「第十九条第七項」に改める。

（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則の一部改正）

第十七条　食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成二年厚生省令第四十号）の一部を次のように改正する。

様式第十一号の別紙中「60日以内」を「3か月以内」に、「□□き」を「諮査請求き」に改め、備考の2を削り、備考の3を備考の2とする。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

（労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

2　この省令の施行の際現にある第五条の規定による改正前の労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規則様式第一号、様式第二号、様式第三号、様式第四号、様式第五号、様式第九号、様式第十号、様式第十一号、様式第十二号及び様式第十三号による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

3　この省令の施行の際現にある第十七条の規定による改正前の食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則様式第十一号により使用されている書類は、同条の規定による改正後の食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則様式第十一号によるものとみなす。

4　この省令の施行の際現にある第十七条の規定による改正前の食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則様式第十一号による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

告示

○文部科学省告示第十二号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第五十七条第一項の規定に基づき、平成二十八年二月二十五日付けをもって次の表に掲げる有形文化財を文化財登録原簿に登録したので、同法第五十八条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十八年二月二十五日

文部科学大臣　馳　浩

名称	構造及び形式	所在地
延命寺山門	木造二階建、瓦葺、建築面積二八平方メートル	宮城県白石市字不澄ケ池六八―一
旧外池呉服店店舗	土蔵造二階建、瓦葺、建築面積一〇三平方メートル	茨城県久慈郡大子町大字大子字金町東側六二四・六二五合併
旧樋口病院入院棟	木造二階建、瓦葺、建築面積二一五平方メートル	茨城県久慈郡大子町大字大子字泉町北側七〇五
大子カフェ店舗兼主屋	木造二階一部平屋建、鉄板葺、建築面積九〇平方メートル	茨城県久慈郡大子町大字大子字本町南側六八九
大子カフェ土蔵	土蔵造二階建、鉄板葺、建築面積三三平方メートル	茨城県久慈郡大子町大字大子字本町南側六八七―二
篠原家住宅主屋	木造平屋建、鉄板葺、建築面積一七五平方メートル	栃木県日光市稲荷町一丁目三九三―二
篠原家住宅石蔵	石造二階建、鉄板葺、建築面積二五平方メートル	栃木県日光市稲荷町一丁目三九三―二
加登屋旅館本館	木造三階建、鉄板葺、建築面積一一四平方メートル	栃木県那須塩原市板室字塩沢八五四他
加登屋旅館別館	木造三階建、鉄板葺、建築面積三三平方メートル	栃木県那須塩原市板室字塩沢八五四他
加登屋旅館悠仙閣	木造二階建、鉄板葺、建築面積七三平方メートル	栃木県那須塩原市板室字塩沢八五四他
旧本間酒造店舗兼主屋	木造二階建、瓦葺、建築面積二三二平方メートル	群馬県前橋市総社町総社字町屋敷南乙一五〇〇
旧本間酒造酒蔵及び釜屋	（酒蔵）土蔵造二階建、瓦葺 （釜屋）木造平屋建、瓦葺 建築面積五二四平方メートル	群馬県前橋市総社町総社字町屋敷南乙一五〇〇
旧館林二業見番組合事務所	木造二階建、瓦葺、建築面積一九五平方メートル	群馬県館林市本町二丁目一七〇四
秋田家住宅店舗兼主屋	木造二階建、瓦葺、建築面積一一二平方メートル	埼玉県所沢市寿町五二七
秋田家住宅土蔵	土蔵造二階建、瓦葺、建築面積四一平方メートル	埼玉県所沢市寿町五二七
秋田家住宅離れ	木造平屋建、瓦葺、建築面積三五平方メートル	埼玉県所沢市寿町五二七
秋田家住宅門及び塀	（門）木造、瓦葺、間口一・六メートル （塀）木造、瓦葺、総延長九・七メートル	埼玉県所沢市寿町五二七―二
小高記念館	木造二階建、鉄板葺、建築面積六四平方メートル	千葉県館山市館山九五―七〇
御嶽神社末社一山神社祖霊社	木造平屋建、銅板葺、建築面積四二平方メートル	東京都大田区北嶺町一四五―一他
御嶽神社水行堂	木造平屋建、鉄板葺、建築面積一八平方メートル、井戸付	東京都大田区北嶺町一四五―一他